

令和2年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富山県条例第5号）第6条の規定に基づき、令和2年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和3年4月1日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

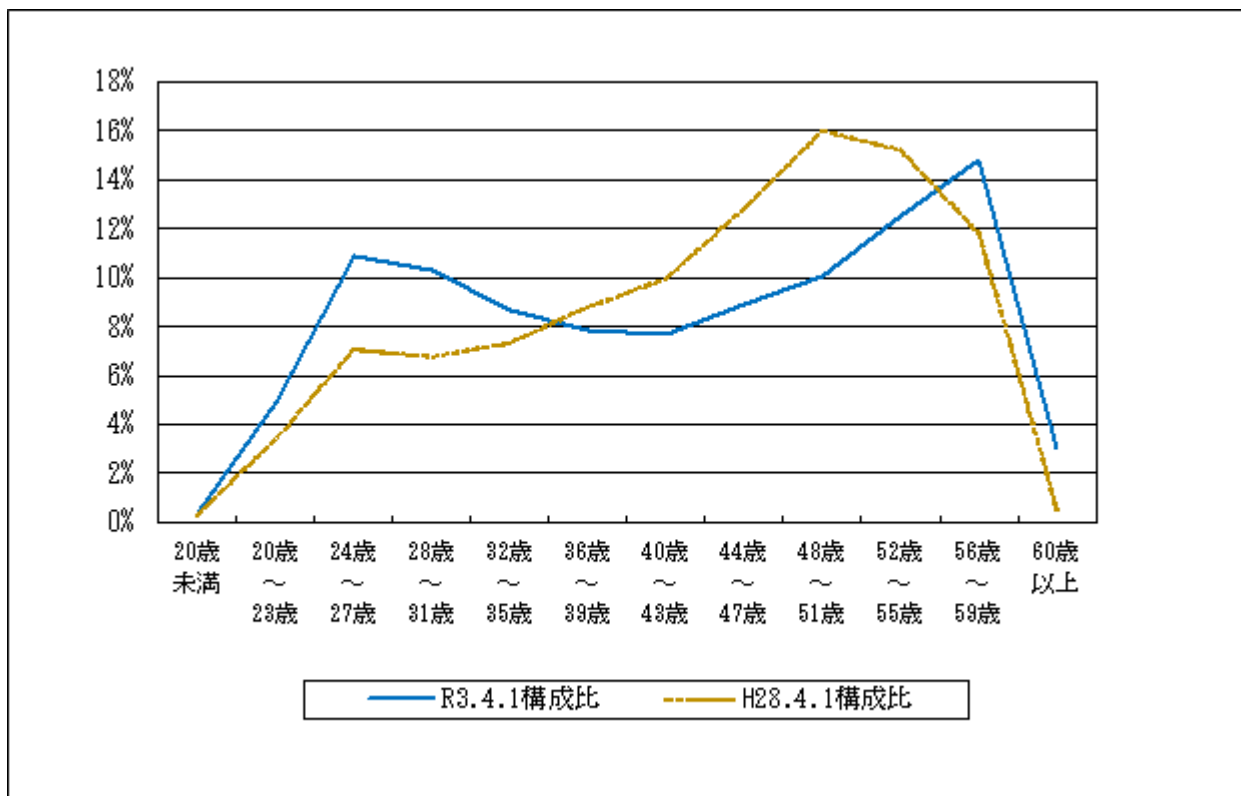
（各年4月1日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和2年	令和3年		
一 般 行 政 部 門	議会・総務・ 企画・税務	709	710	1	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の体制強化に伴う増 ・新型コロナウイルス感染症対策のための保健師の増
	民生・衛生	743	763	20	
	商工・労働	262	267	5	
	農 林 水 産	774	762	▲12	
	土 木	722	714	▲8	
	小 計	3,210	3,216	6	(参考:人口10万人当たり職員数312人)
部 門 特 別 行 政	教 育	8,593	8,588	▲5	
	警 察	2,308	2,299	▲9	
	小 計	10,901	10,887	▲14	
会 計 公 営 企 業 等	病 院	1,055	1,088	33	小児科や感染症対策等の体制の強化に伴う増
	そ の 他	126	129	3	
	小 計	1,181 (89)	1,217 (83)	36 (▲6)	
合 計		15,292 (89)	15,320 (83)	28 (▲6)	(参考:人口10万人当たり職員数1,488人)

注1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



(令和3年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 56	人 798	人 1,701	人 1,600	人 1,391	人 1,245	人 1,150	人 1,340	人 1,471	人 1,789	人 2,160	人 619	人 15,320
構成比	% 0.4	% 5.2	% 11.1	% 10.4	% 9.1	% 8.1	% 7.5	% 8.7	% 9.6	% 11.7	% 14.1	% 4.0	% 100

(3) 定員管理計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員管理計画に基づき、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、平成31年4月から令和4年4月までの3年間で定員（基準：平成31年4月1日[3,187人]）を維持することを目標とする定員管理計画に基づき、新たな行政需要に対しては、事務事業の見直し等により生み出した人員を、必要性を厳選のうえ配置しています。

また、近年の大規模災害による県外被災地等への中長期派遣要員を確保するとともに、平時に技術職員不足傾向にある県内市町村の支援のため、上記とは別に災害派遣

枠を設けており、引き続き必要な増員を図ることとしています。

《定員管理計画の進捗状況：一般行政部門》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
定員管理計画 a	3,187	3,208	3,210	
増減数	(基準)	+21	+2	
災害派遣枠(累計) b		2	6	
職員数(a+b)		3,210	3,216	

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成27年度から令和2年度までの5年間で教育委員会事務局及び学校の職員数(基準：平成27年4月1日[903人])の3.0%(27人)の削減を目標とする計画に基づき、努めてきた結果、4.2%(38人)の削減となり、目標を上回る職員数の削減を達成しました。

定員の管理については、学校現場の多忙化解消の推進を考慮し、新たな定員管理計画を策定し、令和2年4月から3年間で定員(基準：令和2年4月1日[865人])を維持することを目指しております。

《定員管理計画の進捗状況：教育部門(教員を除く)》 (各年4月1日現在、単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
職員数	865	867		
増減数	(基準)	+2		

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成28年度から令和3年度までの5年間で、職員数(基準：平成28年4月1日[133人])の3.0%(4人)の削減を目標とする計画に基づき、努めてきた結果、目標どおり3.0%(4人)の削減を達成しました。

《定員管理計画の進捗状況：警察部門(警察官、専門的業務従事者等を除く)》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	計
職員数	133	131	131	129	129	129	
増減数	(基準)	△2	±0	△2	±0	±0	△4
増減率		△1.5%	±0%	△1.5%	±0%	±0%	△3.0%

④ 適正化の手法（令和２年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 業務の効率化等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 全部門における人員の状況

	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
定員管理計画	3,254	3,229	3,213	3,197	3,187	3,208	3,210
(a)		△ 25	△ 16	△ 16	△ 10	21	2
災害派遣枠 (b)						2	6
一般行政部門計 ((a)+(b))						3,210	3,216
特別行政部門	11,066	11,029	11,024	10,970	10,867	10,901	10,887
		△ 37	△ 5	△ 54	△ 103	34	△ 14
教育部門	8,798	8,762	8,741	8,672	8,591	8,593	8,588
		△ 36	△ 21	△ 69	△ 81	2	△ 5
警察部門	2,268	2,267	2,283	2,298	2,276	2,308	2,299
		△ 1	16	15	△ 22	32	△ 9
公営企業等	1,064	1,113	1,135	1,163	1,166	1,181	1,217
		49	22	28	3	15	36
合 計	15,384	15,371	15,372	15,330	15,220	15,292	15,320
		△ 13	1	△ 42	△ 110	72	28

注 各項目の下段は対前年度増減数です。

(4) 採用の状況（令和２年度）

- ①知事部局等 239人採用（競争試験：120人、選考：119人）
 ※令和元年度 219人採用（競争試験：119人、選考：100人）
- ②教育委員会 341人採用（競争試験：10人、選考：331人）
 ※令和元年度 321人採用（競争試験：9人、選考：312人）
- ③警察本部 95人採用（競争試験：93人、選考：2人）
 ※令和元年度 86人採用（競争試験：84人、選考：2人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（令和2年度）

① 知事部局等

ア 一般職員 373人（部長：14人、次長：17人、室長：31人、
課長：72人、課長補佐：128人、係長：111人）

② 教育委員会

ア 一般職員 33人（室長：1人、課長：7人、課長補佐：19人、係長：6人）

イ 教員 202人（校長：84人、教頭：118人）

③ 警察本部

ア 一般職員 9人（課長：1人、管理官：2人、課長補佐：3人、
係長：3人）

イ 警察官 65人（警視：13人、警部：16人、警部補：36人）

注（）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（令和2年度）

① 知事部局等 190人退職（※令和元年度 234人退職）

② 教育委員会 516人退職（※令和元年度 478人退職）

③ 警察本部 130人退職（※令和元年度 143人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
R2年度	1,047,713	594,056,688	1,377,930	131,071,055	22.1
R1年度	1,055,999	487,588,947	1,339,008	131,141,323	26.9

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

注3 住民基本台帳人口は、各年1月1日時点での人口です。

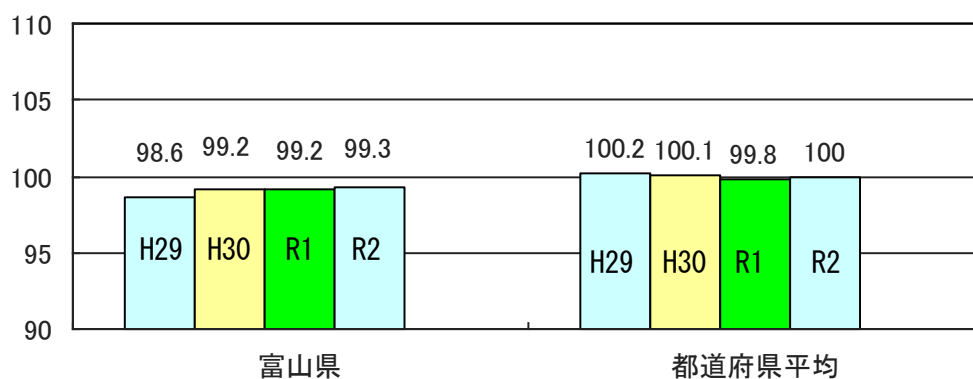
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
R2年度	14,093	60,088,846	10,847,876	23,662,263	94,598,985	6,712
R1年度	14,101	60,494,319	11,035,644	24,206,601	95,736,564	6,789

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(4) 一般行政職の給料表の状況（令和3年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500	559,500

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	43歳7月	324,200円	396,800円
R2年4月1日現在	43歳10月	327,000円	397,100円

注1 平均給料月額とは、令和3年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
（以下同様です。）

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	58歳7月	275,100円	297,600円
R2年4月1日現在	57歳8月	286,700円	311,100円
うち運転手	59歳0月	277,200円	300,300円
R2年4月1日現在	58歳2月	299,700円	327,300円
うち用務員	59歳1月	243,200円	251,700円
R2年4月1日現在	58歳1月	242,700円	251,100円

注 うち○○○とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い2つの職種を選んで記載してあるものです。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳7月	374,500円	418,900円
R2年4月1日現在	45歳8月	379,300円	418,000円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	42歳1月	351,500円	385,200円
R2年4月1日現在	42歳6月	355,500円	387,000円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	38歳6月	317,000円	421,100円
R2年4月1日現在	38歳5月	316,500円	416,600円

(6) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	188,700円	182,200円
	高校卒	154,900円	150,600円
技 能 労 務 職	高校卒	147,900円	—
	中学卒	139,900円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	210,800円	—
	短大卒	185,700円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	210,800円	—
	短大卒	188,600円	—
警 察 職	大学卒	215,800円	211,400円
	高校卒	180,200円	173,400円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分 \ 経験年数		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
		一 般 行 政 職	大学卒 282,400円	335,900円
技 能 労 務 職	高校卒	242,400円	281,700円	335,400円
	高校卒	該当者無し	該当者無し	287,100円
高等学校 教 育 職	中学卒	該当者無し	該当者無し	該当者無し
	大学卒	326,300円	366,700円	402,800円
小・中学校 教 育 職	短大卒	273,900円	337,600円	349,600円
	大学卒	332,100円	373,300円	398,200円
警 察 職	短大卒	302,500円	353,100円	383,600円
	大学卒	300,100円	349,700円	387,200円
	高校卒	267,600円	313,100円	360,800円

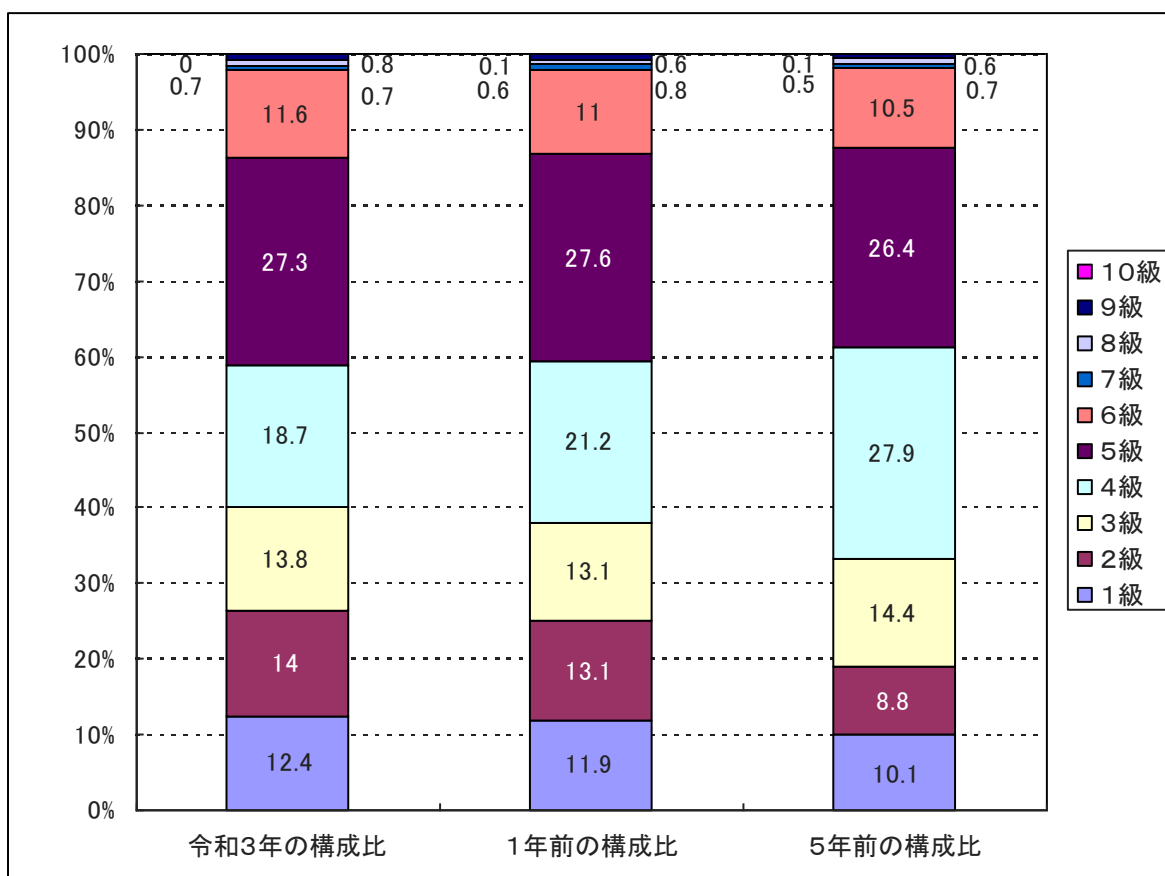
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	400	12.4	11.9	10.1
2級	主事、技師	453	14.0	13.1	8.8
3級	係長、主任	445	13.8	13.1	14.4
4級	係長、主任	605	18.7	21.2	27.9
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	885	27.3	27.6	26.4
6級	本庁の課長、出先機関の長	376	11.6	11.0	10.5
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	23	0.7	0.8	0.7
8級	本庁の次長	24	0.7	0.6	0.6
9級	本庁の部長	25	0.8	0.6	0.5
10級	本庁の部長	0	0	0.1	0.1

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 23 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

令和 3 年 1 月 1 日の昇給において、行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している職員、1 月 1 日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員又は育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,566 名中、上位区分（1～8 号給）に決定された者が 771 名（30.0%）、標準区分（0～4 号給）に決定された者が 1,790 名（69.8%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 5 名（0.2%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上の職員は標準区分(0号給)、上位区分(1～2号給)であるため。

(10) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額 (R2 年度) 1,637 千円	—
(R2 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(R2 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.9 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

注 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

注 2 フルタイム会計年度任用職員には、勤勉手当の支給はありません。

また、1 人当たり平均支給額には含みません。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 23 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して能力評価を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～133.5/100）を決定。

令和 3 年 6 月の勤勉手当において、行政職（知事部局）の職員 2,844 名中、上位区分（101/100～133.5/100）に決定された者が 967 名（34.0%）、標準区分（93.5/100～113.5/100）に決定された者が 1,867 名（65.6%）、下位区分（0/100～80/100）に決定された者が 10 名（0.4%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（令和 3 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	26.3655 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	47.709 月分 (勤続 43 年以上)	47.709 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
	自己都合	その他			
1 人当たり					
平均支給額	3,700 千円	22,004 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 2 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,225,793千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和2年度決算）		150,997円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	20人	20%	20%
大阪市	1人	16%	16%
名古屋市	1人	15%	15%
富山市	7,867人	3%	3%
上記以外の県内市町村	7,142人	0%	0%
医師	259人	16%	16%
総計・平均支給率（注）	15,290人	1.84%	1.85%

注 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,265,275千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（令和2年度決算）		187,559円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度） 注（）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		44.1% (9.3%)	
手当の種類（手当数）		27種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額740円以内
指導訓練手当	消防学校、総合衛生学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、障害者相談センター等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額20,000円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円以内又は給料月額額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、厚生センター等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき2,100円
夜間看護手当	中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,550円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物を使用した研究 ・病理細菌の試験検査 ・汚水施設等を有する工場等の立入検査等 	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	日額 740 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
	従事職員	新型コロナウイルス感染症に係る緊急措置に関する業務	日額 3,000 円 (新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらのものに長時間にわたり接して行う作業に従事した場合は、日額 4,000 円)
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> ・獣畜のと殺・解体 ・死亡家畜の解体検査等 	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額 of 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業取締、水産試験調査 ・渡船の運航 	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円

	に勤務する職員	・ひき船作業	
特殊自動車等 運転手当	土木センター、農林振興セ ンター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興セ ンター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の 業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業 手当	土木センター、農林振興セ ンター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等におけ る土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検 査手当	計量検定所、土木センター 等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入 検査	日額 300 円
警察職員業務 手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務 手当	教育職員	・非常災害時における児童の保 護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 16,000 円以内
多学年学級担 当手当	教育職員	2 以上の学年をもって編成し た学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡 指導手当	小学校、中学校等に勤務す る教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導 主事、進路指導主事等の担当業 務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、 夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単 純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和2年度決算	3,056,012千円	413千円
令和元年度決算	2,943,369千円	403千円

⑥その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (R2年度決算)
扶養手当	(1) 扶養親族1人につき 行政職給料表7級以下は6,500円、行政職給料表8級は3,500円 ただし子は10,000円 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1) 同 (2) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,323,234	円 255,648
住居手当	借家等 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額28,000円)	異	○国の制度 (1) 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 (2) 家賃27,000円を超える場合 11,000円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額28,000円)	千円 665,331	円 294,394
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,890円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1) 同 (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~31,600円 (3) なし	千円 1,423,051	円 107,157
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 624,437	円 2,198,721

	欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 308,600 円) 獣医師 採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 35,000 円)				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 30,000 円+加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 8,000~70,000 円を加算	同		千円 55,566	円 440,997
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給	同		千円 1,136,589	円 729,050
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 1.35 \times \text{時間数}$	異	1 時間当たりの給与額の算定に、寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当、月額の特種勤務手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 481,907	円 65,061
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 $1 \text{ 時間当たりの給与額} \times 0.25 \times \text{時間数}$			千円 237,657	円 32,085
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,800 円 ・福祉施設等における管理監督 7,400 円 ・医療当直看護師等 6,900 円 医師 21,000 円	同		千円 577,152	円 312,481

管理職員 特別勤務 手当	(1)管理職手当支給対象職員 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 (2)管理職手当支給対象職員 が災害への対処等の臨時・緊 急の必要によりやむを得ず 平日深夜に勤務した場合に 2,000～6,000円を支給	同		千円 9,328	円 444,167
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 12,207	円 60,431
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 3級地 12% 2級地 8% 4級地 16%	同		千円 12,262	円 1,021,798
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて2,000～ 8,000円を支給			千円 526,879	円 66,982
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の6% (管 理職手当受給職員は4%)を 支給			千円 50,351	円 217,030
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 6%を支給			千円 72,314	円 283,584
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 27,123	円 308,221

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 19,921	円 182,765
--------------------	---	--	--------------	--------------

(11) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,170,000 円 (1,300,000 円)		
	副知事	918,000 円 (1,020,000 円)		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(R2 年度支給割合)		
	副知事	3.35 月分		
	議 長	(R2 年度支給割合)		
	副議長	3.35 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.53	33,072 千円	(任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.4	19,584 千円	(任期毎)

注1 給料・報酬欄の()内は、減額措置を行う前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

令和3年4月1日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

注1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りに依ります。

注2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

(2) 休暇の取得状況

職員の休暇制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇期間	令和2年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20日（1年あたり）	平均 10.9日	平均 8.5日	平均 12.4日	
特別休暇	夏期休暇	5日以内（1年あたり）	平均 4.7日	平均 4.9日	平均 4.9日
	ボランティア休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 一人	取得者 一人	取得者 一人
	育児参加休暇	8日以内（1年あたり）	取得者 75人	取得者 94人	取得者 66人
	家族看護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 504人	取得者 1,592人	取得者 173人
	短期介護休暇	5日以内（1年あたり）	取得者 54人	取得者 97人	取得者 10人
	育児時間	1日2回、1日を通じて90分以内	取得者 114人	取得者 109人	取得者 48人
病気休暇	原則90日以内	取得者 157人	取得者 210人	取得者 70人	
介護休暇	6月以内	取得者 4人	取得者 2人	取得者 一人	

注1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、家族看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、令和2年（R2. 1. 1～R2. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注2 病気休暇、介護休暇の取得者数は、令和2年度中に休暇を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の休業の状況

職員の休業制度については、県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例、規則や自己啓発等休業に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休業期間等	令和2年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
育児休業	子が3歳（会計年度任用職員においては原則1歳）に達する日までの期間	取得者 120人 (1人)	取得者 180人	取得者 30人
自己啓発等休業	大学等への修学や国際貢献活動へ参加する場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年を超えない期間	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
育児部分休業・子育て支援部分休暇	子が小学校3年生（会計年度任用職員においては3歳）までの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて2時間以内	取得者 17人	取得者 12人	取得者 9人
修学部分休業	大学等において修学する場合に2年を超えない期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人
高齢者部分休業	55歳（医師及び歯科医師については60歳）に達した日以後の日から定年退職日までの期間で、1週間を通じて19時間20分以内	取得者 1人	取得者 1人	取得者 1人

注1 取得者数は、令和2年度中に休業を開始した者の人数を計上しています。

注2 ()内はフルタイム会計年度任用職員の数であり、外数は外数です。

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

令和2年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	合計
知事部局等	一人	28人	一人	一人	28人
教育委員会	一人	64人	一人	一人	64人
警察本部	一人	5人	一人	一人	5人
合計	一人	97人	一人	一人	97人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

令和2年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
知事部局等	一人	1人	2人	2人	5人
教育委員会	一人	1人	一人	1人	2人
警察本部	1人	1人	1人	2人	5人
合計	1人	3人	3人	5人	12人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

令和2年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	1件	16件	一件
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合	一件	一件	一件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	24件	11件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	2件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	9件	一件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	458件	63件	18件

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	9 件	1 件	1 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	1 件	1 件	1 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	11 件	1 件	1 件
船舶職の職員が、船舶免許の更新手続き等のため、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	1 件	1 件	1 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	1 件	1 件	1 件
研究職の職員が、業務上必要な資格を取得するために講習の受講又は試験を受験する場合に、公務に支障のない範囲内において勤務しないこと	1 件	1 件	1 件
合 計	515 件	90 件	18 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

令和 2 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	72 件	23 件	3 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	1 件	1,671 件	1 件

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

7 職員の人事評価の状況

(1) 知事部局等

① 能力評価の状況

ア 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

イ 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

業績評価については、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

会計年度任用職員については、任期の始期～終期までを評価期間とし、年度単位で実施しています。原則、被評価者が所属する最小単位の長による1段階評価とし、被評価者の自己評価や面談結果等を基に評価しています。

(2) 教育委員会

① 評定方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評定を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評定で総合判定を行います。

② 評定時期

評定は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

(3) 警察本部

① 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の能力評価及び業績評価の結果を基に

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている
の5段階評価で総合評価を行います。

ア 能力評価

倫理、方策の立案、判断、説明・調整、業務運営、組織統率・人材育成、事案対応、部下の育成・活用、協調性、報告・連絡、業務遂行、知識・技術、コミュニケーションの評価項目ごとにAからEの5段階で評価を行います。

イ 業績評価

目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に職務の目標達成度や目標以外への業務の取組状況をAからEの5段階で評価を行います。

② 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

8 職員の退職管理の状況

令和2年度の退職者の再就職の状況については、次の表のとおりです。

	退職者数	再就職者数				
		県（特別職・再任用・嘱託等）	県出資法人（50%以上）	民間企業	市町村、その他の団体	
知事部局等	48人	37人	10人	10人	1人	16人
教育委員会	101人	80人	51人	－人	4人	25人
警察本部	16人	16人	5人	－人	6人	5人
合計	165人	133人	66人	10人	11人	46人

※退職者数は、定年・勸奨により退職した課長級以上の退職者の数です。

9 職員の研修の状況

令和2年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

(1) 知事部局等

研 修 名		延べ開 講日数	修了者数
繰返し研修		20日	736人
	新任所属長研修	2日	39人
	新任所属長代理研修	2日	61人
	新任係長研修	7日	75人
	職員3年目研修	2日	148人
	新任職員研修Ⅲ期(Ⅰ、Ⅱ期は中止)	4日	159人
	ステップ1研修(34歳)	1日	75人
	ステップ2研修(40歳)	1日	80人
	ステップ3研修(46歳)	1日	99人
	臨時的任用職員等研修	—	(中止)
単位制研修		61日	1,072人
	課長クラス向け研修	3日	61人
	課長補佐クラス研修	9日	152人
	係長クラス研修	6日	116人
	主任クラス向け研修	16日	242人
	主事・技師クラス向け研修	27日	501人
キャリア開発研修		26日	705人
	管理者研修	1日	75人
	管理者向けeラーニング研修	—	116人
	県・民間企業管理職員意見交換会	—	(中止)
	県内若手社員・職員共同研修	—	(中止)
	民間経営の手法に学ぶ研修	1日	10人
	若手職員初心忘るべからず研修	1日	88人
	キャリアデザイン研修	2日	35人
	キャリア・シフトチェンジ研修	—	(中止)
	職員の公益的活動参加支援研修	1日	46人
	ナレッジ研修	3日	80人
	仕事・子育て両立支援研修	—	(中止)
	働きやすい職場環境づくり促進研修	2日	36人
	事務職員法務研修	6日	143人
	その他	9日	76人
合 計		107日	2,513人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

(2) 教育委員会

研 修 名			開講日数	受講者数	
基	年次研修	若手教員研修	初任者研修	15日	187人
			2年次教員研修	3日	221人
			3年次教員研修	2日	187人
	年次研修	新規採用教職員研修会	幼	8日	38人
			養護教諭	13日	6人
			学校栄養職員	12日	3人
	年次研修	6年次教職員研修会		4日	195人
		中堅教諭等資質向上研修		1～13日	815人
		16年次教職員研修		延べ18時間	108人
		小・中学校初任校長研修会		書面代替	30人
		校長・教頭倫理指導研修会		課題代替	146人
		園長等運営管理協議会		2日	91人
		小・中学校初任教頭研修会		書面代替	47人
		県立学校教頭研修会A		1日	40人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	57人
本		職	新任教務主任研修会(小中)		課題代替
	新任教務主任研修会(県立)		課題代替	29人	
	務	生徒指導主事研修会	小中	1日	197人
			県立	1日	66人
	研	校内研修活性化研修会		課題代替	30人
		特別支援学級等新任担当教員研修会		4日	98人
		特別指導者招へい研修講座		10日	22人
		学校事務職員初任研修会		1日	36人
		県立学校校務助手等研修会		1日	43人
	英語	英語教員研修会		書面代替	23人
産業	産業教育新技術等講習会(家庭科のみ)		1日	21人	
修	教育課程	小学校教育課程研究協議会		1日	955人
		中学校教育課程研究協議会		1日	551人
		高等学校教育課程講習会		1日	120人
生活指導	生徒指導セミナー		2日	299人	
進路指導	中・高進路指導研修会		2日	83人	
修	情報教育	プログラミング研修会		2日	69人
		デジタル教材活用研修会		2日	63人
		授業力向上のためのICT活用研修会		1日	42人
		校務のためのPC活用研修会		6日	84人
		児童生徒のICT活用の充実と情報モラル指導研修会		2日	66人

特別 支援 教育	特別支援教育講座	3日	113人
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	書面代替	31人
	発達障害教育研修会	書面代替	70人
	学校で取り組む特別支援教育研修会	書面代替	38人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2日	38人
学校経営	県立学校経営研修会	3日	30人
保育	保育技術協議会	課題代替	51人

(3) 警察本部

研修機関		課 程 名	開講日数	修了者数
警察大学校		警察運営科	5日	2人
	任用科	警部特別集中課程	5日	13人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	5日	1人
		教官養成科	3週	2人
		専科	5日～36日	3人
		研究科	33日	1人
	国際警察センター	語学研修科・専科	53日～154日	延べ6人
サイバーセキュリティ対策 研究・研修センター	サイバー捜査研修科	5日	1人	
管区警察学校	任用科	警部補（46歳未満）	6週	33人
		巡査部長（41歳未満）	4週	34人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	1人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	6人
		専科	5日	1人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	83人
		新規採用の一般職員	17日	14人
		初任補修科	3月又は2月	68人
	任用科	警部補（46歳以上）	12日	3人
		巡査部長（41歳以上）	12日	4人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	55人
		専科	4日～15日	延べ268人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現 任科	21日～33日	2人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和2年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,939人	2,875人	1,362人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,306人	4,400人	919人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,373人	—	1,250人
健康管理	健康相談	希望職員	1,296人	健康管理室 56校 心の健康管理医 4人委嘱	799人
	健康教室	指定年齢の職員、希望者、要観察者等	—	—	754人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	111人	570人	142人
福利厚生事業に係る決算額			千円 122,223	千円 171,453	千円 45,324
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 71	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、令和2年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 83,210	千円 919,582	件 168,314	千円 1,950,569	件 56,507	千円 522,615
	休業給付 育児休業手当金	1,166	204,589	2,285	401,593	309	41,912
	災害給付 災害見舞金	0	0	2	2,820	0	0
附加給付等	出産費附加金 一部負担金払戻金	692	26,119	1,874	61,378	445	15,558
計		85,068	1,150,290	172,475	2,416,360	57,261	580,085

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和2年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	91	7,323	103	11,653	35	9,752
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	2	4,019	1	1,861	1	4,423
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,623	8	18,736	12	43,666
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	5	2,129	9	4,249	14	31,596
計		101	20,094	121	36,499	62	89,437

11 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

① 採用試験の実施結果

令和2年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申込 者数 (b)	申込 倍率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験				最終 競争 倍率 (c/f)	女性合格者		試験日
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)	人 数 (g)		比 率 (g/f)		
上級	総合行政	53	279	5.3倍	228	81.7%	97	2.4倍	93	95.9%	63	3.6倍	29	46.0%	(第一次) 令和2年6月28日
	警察事務	13	80	6.2倍	52	65.0%	20	2.6倍	19	95.0%	9	5.8倍	8	88.9%	
	心理	2	13	6.5倍	13	100.0%	6	2.2倍	5	83.3%	2	6.5倍	2	100.0%	
	社会福祉	2	16	8.0倍	16	100.0%	6	2.7倍	6	100.0%	3	5.3倍	2	66.7%	
	環境	1	11	11.0倍	7	63.6%	5	1.4倍	4	80.0%	1	7.0倍	0	0.0%	
	工業研究(電気電子)	1	2	2.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	農業	9	15	1.7倍	15	100.0%	14	1.1倍	14	100.0%	11	1.4倍	6	54.5%	
	林業	5	5	1.0倍	4	80.0%	4	1.0倍	4	100.0%	2	2.0倍	0	0.0%	
	水産	1	6	6.0倍	4	66.7%	4	1.0倍	4	100.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	総合土木	19	30	1.6倍	29	96.7%	27	1.1倍	27	100.0%	23	1.3倍	6	26.1%	
	建築設備(電気)	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気	4	6	1.5倍	3	50.0%	2	1.5倍	2	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	
	上級小計	111	463	4.2倍	373	80.6%	187	2.0倍	180	96.3%	117	3.2倍	53	45.3%	(第二次) 令和2年7月17,18日, 7月30,31日, 8月3,4,5,6日
中級	工業研究(機械・金属) (特別募集)	若	3	1.5倍	2	66.7%	2	1.0倍	2	100.0%	0	—	—	—	(第一次) 令和2年11月22日
	農業(特別募集)	若	8	4.0倍	7	87.5%	6	1.2倍	5	83.3%	4	1.8倍	2	50.0%	
	林業(特別募集)	5	6	1.2倍	5	83.3%	2	2.5倍	0	0.0%	—	—	—	—	
	電気(特別募集)	4	5	1.3倍	4	80.0%	4	1.0倍	3	75.0%	1	4.0倍	0	0.0%	
	上級(特別募集)小計	13	22	1.7倍	18	81.8%	14	1.3倍	10	71.4%	5	3.6倍	2	40.0%	
	計	124	485	3.9倍	391	80.6%	201	1.9倍	190	94.5%	122	3.2倍	55	45.1%	(第二次) 令和2年12月25日
初級	臨床検査技師	1	11	11.0倍	7	63.6%	4	1.8倍	4	100.0%	4	1.8倍	4	100.0%	(第一次) 令和2年9月27日
	計	1	11	11.0倍	7	63.6%	4	1.8倍	4	100.0%	4	1.8倍	4	100.0%	
	一般事務	5	28	5.6倍	26	92.9%	10	2.6倍	9	90.0%	8	3.3倍	6	75.0%	
	一般事務(障害者)	若	17	8.5倍	16	94.1%	11	1.5倍	10	90.9%	3	5.3倍	0	0.0%	
	学校事務	7	38	5.4倍	34	89.5%	14	2.4倍	12	85.7%	9	3.8倍	6	66.7%	
	警察事務	4	32	8.0倍	27	84.4%	16	1.7倍	15	93.8%	7	3.9倍	7	100.0%	(第二次) 令和2年10月16日, 10月26,27日
	警察事務(障害者)	若	4	2.0倍	4	100.0%	3	1.3倍	3	100.0%	2	2.0倍	2	100.0%	
	計	20	119	6.0倍	107	89.9%	54	2.0倍	49	90.7%	29	3.7倍	21	72.4%	
就職氷河期世代	一般事務	若	360	180.0倍	284	78.9%	13	21.8倍	12	92.3%	2	142.0倍	1	50.0%	(第一次) 令和2年9月27日 (第二次) 令和2年10月26日
	総合土木	若	17	8.5倍	14	82.4%	6	2.3倍	6	100.0%	2	7.0倍	0	0.0%	
	計	4	377	94.3倍	298	79.0%	19	15.7倍	18	94.7%	4	74.5倍	1	25.0%	
職務経歴者	行政	6	36	6.0倍	29	80.6%	14	2.1倍	12	85.7%	9	3.2倍	4	44.4%	(第一次) 令和2年10月18日 (第二次) 令和2年11月29日
	工業研究(電気電子)	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—		
	農業	若	3	1.5倍	2	66.7%	2	1.0倍	1	50.0%	1	2.0倍	0	0.0%	
	総合土木	若	4	2.0倍	3	75.0%	3	1.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	0	0.0%	
	林業	若	0	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—		
	電気	若	5	2.5倍	3	60.0%	3	1.0倍	3	100.0%	3	1.0倍	0	0.0%	
	計	16	48	3.0倍	37	77.1%	22	1.7倍	19	86.4%	16	2.3倍	4	25.0%	
職員総計		165	1,040	6.3倍	840	80.8%	300	2.8倍	280	93.3%	175	4.8倍	85	48.6%	
警察官	男性警察官A(第1回)	36	177	4.9倍	119	67.2%	110	1.1倍	76	69.1%	34	3.5倍	—	—	(第一次) 令和2年7月12日 (第二次) 令和2年8月7日, 8月25~28日
	男性警察官A(武道(剣道))	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	男性警察官A(武道(柔道))	1	2	2.0倍	2	100.0%	1	2.0倍	1	100.0%	1	2.0倍	—	—	
	女性警察官A(第1回)	11	51	4.6倍	31	60.8%	28	1.1倍	24	85.7%	14	2.2倍	—	—	
	警察官A(情報技術)	3	16	5.3倍	8	50.0%	5	1.6倍	2	40.0%	1	8.0倍	0	0.0%	
	第1回警察官小計	52	246	4.7倍	160	65.0%	144	1.1倍	103	71.5%	50	3.2倍	—	—	
	男性警察官A(第2回)	5	103	20.6倍	39	37.9%	24	1.6倍	17	70.8%	2	19.5倍	—	—	(第一次) 令和2年9月20日 (第二次) 令和2年10月19日, 11月9~13日
	女性警察官A(第2回)	2	36	18.0倍	14	38.9%	7	2.0倍	5	71.4%	3	4.7倍	—	—	
	男性警察官B	21	103	4.9倍	77	74.8%	64	1.2倍	57	89.1%	23	3.3倍	—	—	
	女性警察官B	6	50	8.3倍	45	90.0%	20	2.3倍	18	90.0%	7	6.4倍	—	—	
	第2回警察官小計	34	292	8.6倍	175	59.9%	115	1.5倍	97	84.3%	35	5.0倍	—	—	
	計	86	538	6.3倍	335	62.3%	259	1.3倍	200	77.2%	85	3.9倍	—	—	

※「若」は2名として計算

② 受験資格（令和2年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、次の要件が必要です。

試験区分	要件
心理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は令和3年3月までに卒業若しくは修了見込みの者
社会福祉	社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有する者又は令和3年3月までに同資格を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受験資格
中級	臨床検査技師	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、臨床検査技師免許を有する者又は令和3年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
初級	一般事務 学校事務 警察事務	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
	一般事務 (障害者対象) 警察事務 (障害者対象)	次の要件を全て満たす者 ア 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません。） イ 次のいずれかの交付を受けている者（受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。） （ア） a 身体障害者手帳 b 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） （イ） a 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳等 b 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 （ウ） 精神障害者保健福祉手帳 ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

<就職氷河期世代>

次の全てに該当する者

- ア 昭和 45 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者
- イ 令和 2 年 3 月 31 日現在で、次のいずれかの要件に該当する者

- (ア) 富山県内に在住
- (イ) 東京 23 区に在住
- (ウ) 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）※に在住かつ東京 23 区に通勤
※下記の地域を除く。

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

<職務経験者（U I J ターン）>

次の全てに該当する者

- ア 昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- イ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する者（令和 2 年 3 月 31 日現在）

試験区分	職務経験
行政	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における職務経験が 5 年以上ある者
工業研究 (電気電子)	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における電気電子技術関係の研究、製品開発等の職務経験が 3 年以上ある者
農業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における農産物の生産・加工・流通、農業者への指導支援、農業関係の試験研究等の職務経験が 3 年以上ある者
林業	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における治山・地すべり・林道関係の調査、設計、施工管理又は森林経営管理等の職務経験が 3 年以上ある者
総合土木	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における土木関係の設計、施工管理の職務経験が 3 年以上ある者
電気	富山県外に本社又は本庁の所在地を置く民間企業や公的機関等における電気設備関係の設計、施工管理、保守管理等の職務経験が 3 年以上ある者

注：民間企業や公的機関等における職務経験には、民間企業の従業員、自営業者、公務員等として、週 30 時間以上で 6 か月以上継続して就業した期間が該当する。

- ウ 令和 2 年 3 月 31 日現在で富山県外に在住の者

<警察官>

試験区分	受験資格
男性警察官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者
女性警察官 A	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者
警察官 A (情報技術)	昭和 60 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者
男性警察官 B	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女性警察官 B	昭和 60 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は令和 3 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

① 令和2年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	2. 5.13	2. 5.20 ~ 2. 6. 8 ※2. 5.20 ~ 2. 6. 2	2. 6.28	2. 7. 7	2. 8.21
中 級	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2.10. 8	2.11. 5
初 級	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2.10. 8	2.11. 5
就職氷河期世代	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.27	2.10. 8	2.11.20
初 級 (障害者対象)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2.11. 1	2.11.20	2.12.11
職務経験者 (UIJターン)	2. 5.13	2. 9. 1 ~ 2. 9.23	2.10.18	2.11. 5	2.12.11
男性警察官A (第1回)	2. 5.13	2. 5.20 ~ 2. 6.15 ※2. 5.20 ~ 2. 6. 9	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官A (武道)	2. 5.13	2. 5.20 ~ 2. 6.15 ※2. 5.20 ~ 2. 6. 9	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官A (第2回)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2.11.20
女性警察官A (第1回)	2. 5.13	2. 5.20 ~ 2. 6.15 ※2. 5.20 ~ 2. 6. 9	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
女性警察官A (第2回)	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2.11.20
警察官A (情報技術)	2. 5.13	2. 5.20 ~ 2. 6.15 ※2. 5.20 ~ 2. 6. 9	2. 7.12	2. 7.27	2. 9. 4
男性警察官B	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2.11.20
女性警察官B	2. 5.13	2. 8. 5 ~ 2. 8.26 ※2. 8. 5 ~ 2. 8.21	2. 9.20	2.10. 8	2.11.20
上 級 (特別募集)	2.10. 8	2.10.23 ~ 2.11. 6	2.11.22	2.12.11	2. 1.20

※インターネットで申し込む場合の受付期間

(2) 選考の状況

① 採用選考の実施結果（令和2年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・ 職層	部 局	知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
					事務局	県立学校	市町村立 学 校		
一般職員 事務系	部長	1						1	
	次長	1			1			2	
	室長	1						1	
	課長	3		2	17			22	
	課長補佐				5			5	
	係長			1				1	
	係員	5		2				7	
	小計	11		5	23			39	
一般職員 技術系	部長								
	次長								
	室長								
	課長	2						2	
	課長補佐	2		1				3	
	係長								
	係員			1				1	
	小計	4		2				6	
警察官	警視			5				5	
	警部			5				5	
	警部補			12				12	
	巡査部長			5				5	
	巡査長			1				1	
	巡査								
	小計			28				28	
計	15		35	23			73		

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（令和2年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後の職層等		知事部局	企業局	警察本部	教育委員会			議会・委員会	合計
						事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員	事務	部長	7			1				8
		次長	9						1	10
		室長	9	1		3				13
		課長	34	1	3	4	4		1	47
		課長補佐	29		8	9	12	29	1	88
		係長	36		10	3	1	1		51
		(小計)	124	2	21	20	17	30	3	217
	技術	部長								
		次長	8							8
		室長	18	1						19
		課長	40	1						41
		課長補佐	77	1	1					79
		係長	67	3			1			71
		(小計)	210	6	1		1			218
合計		334	8	22	20	18	30	3	435	
警察官	警視	部長			8					8
		参事官			9					9
		課長			10					10
		(小計)			27					27
	警部	次席			16					16
		統括実務指導官								
		(小計)			16					16
	警部補	主任実務指導官			13					13
		係長統括			8					8
		(小計)			21					21
	巡査部長	実務指導官			24					24
巡査長				74					74	
合計				162					162	

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、令和2年11月12日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 給与の改定

① 月例給

＜公民給与の比較＞

県職員の給与が民間給与を1人当たり平均0.02%（71円）上回っている。

＜月例給の改定＞

公民較差が小さいこと、人事院が月例給の改定を見送ったこと等を総合的に勘案し、月例給を据置き。

（行政職平均給与月額 355,215円（平均年齢43.2歳））

② 期末・勤勉手当

ア 民間の支給割合 4.44月（県職員の年間支給月数 4.50月）

イ 支給月数の引下げ 年間月数 4.50月分→ 4.45月分（期末手当に反映）

(2) 人材の確保・育成

① 有為で多様な人材の確保

- ・ 複雑・高度化する行政課題や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、有為で多様な人材が不可欠である。
- ・ 若年人口の減少や学生の進路選択の早期化が見られる中、インターネットなど様々な手法を活用しながら、各受験者層に応じた的確な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピールできる機会の充実を図るとともに、時代に対応した職員採用のあり方の検討を行うなど、引き続き、有為で多様な人材の確保に努める必要がある。
- ・ UIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験について、令和2年度に試験区分を拡充し、必要経験年数を短縮して実施した。また、令和2年度から新たに就職氷河期世代を対象とした採用試験を実施した。これらの試験は、多様な経験を有し、意欲・能力の高い人材を確保できる有用な方策であることから、引き続き活用を図り、人材確保に努める必要がある。
- ・ 障害者を対象とした採用試験については、障害者雇用促進法等の趣旨を踏まえ、引き続き、合理的配慮に留意し、障害者の採用に努めていく必要がある。
- ・ 人材確保対策事業として、対面形式での採用説明会や職場訪問に加え、インターネットを活用したセミナーなど、ニーズを踏まえてきめ細かく実施していく。
- ・ 会計年度任用職員制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に制度を運用していく必要がある。

② 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。本県では、特定事業主行動計画を策定し、知事部局及び教育委員会において、女性職員の採用割合や管理職、課長補佐級・係長級の職の女性割合について目標値を設定している。
- ・ 今後とも、より多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開していく必要がある。
- ・ 引き続き、男女共同参画推進条例の基本理念である「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域拡大を推進する必要がある。

③ 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 今後とも、時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく、新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を引き続き推進していく必要がある。

④ 人事評価制度の着実な推進

- ・ 地方公務員法では、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。
- ・ 知事部局では、業績評価制度を実施し、その結果を昇給及び勤勉手当に反映するとともに、能力評価も実施している。教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。
- ・ 引き続き、職員の能力向上と意欲向上や効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、能力・実績に基づく人事管理の着実な推進に取り組む必要がある。

(3) 勤務環境の整備

① 長時間勤務の改善等

- ・ 知事部局では、オフィスサポートスタッフの配置やサテライトオフィスの設置、ペーパーレス会議の試行、テレビ会議システムの導入、パソコン使用時間を利用した職員の勤務時間把握の全庁的な試行などの取組みを推進しており、これまで増加傾向にあった一人当たり時間外勤務時間数が、平成 30 年度から減少に転じた。
- ・ 教育委員会では、「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」の策定、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の増員などに取り組んでいる。
- ・ 一方で、新型コロナウイルス感染症対策など緊急に対応が必要な業務が生じたことから、一部職員については依然として長時間勤務を行っている実態が見受けられ、今後も一層の改善に取り組んでいく必要がある。
- ・ 本委員会としても、労働基準監督機関として、時間外勤務を命ずることができ

る上限時間等の制度の運用状況や長時間勤務の改善等に向けた取組みの把握に努め、必要な助言や支援を検討・実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握

- ・ 勤務時間の管理は、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠であるとともに、労働法制上求められる使用者としての責務であり、勤務時間の適正な把握に努めることが必要である。

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

- ・ 各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが①時間外勤務の事前命令を徹底するとともに、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②職員の能力、適性、状況や業務への希望などを把握し、人員や業務を適切に割り振るよう努めること、③率先してワーク・ライフ・バランスの実践に努めることなどが重要である。

ウ 業務改革等の徹底

- ・ 知事部局においては、RPAを導入しており、引き続きICT、AIの活用など効果的、効率的な業務の実施方法についても検討していくことが重要である。
- ・ 教育委員会においては、校務支援システム等のICTの活用やスクールロイヤーのさらなる活用、学校行事等の精選や内容の見直しなど各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要である。
- ・ 組織全体として、業務の見直し・削減・合理化や外部委託を一層進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策など緊急に対応が必要な業務が生じた場合には、臨機応変な人員配置、BCP（業務継続計画）の徹底など職員の負担を軽減することが重要である。

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍推進の観点等から、性別にかかわらず両立支援制度が適切に活用されるようにすることの重要性はますます高まっており、職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができる職場環境づくりをさらに推進していくことが重要である。

③ 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を契機として、社会全体でテレワーク導入に向けた意向が高まっていることも念頭に、柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組みを加速させることが必要である。

④ 新型コロナウイルス感染症に係る取組み

- ・ 公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するよう、感染症等防疫手当の支給について人事委員会規則の改正等を行い、今後とも、各任命権者と連携し、必要な対応を行っていく。

(4) 心身の健康づくりの充実等

- ・ ストレスチェック制度については、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、各任命権者において、その活用・充実に積極的に取り組んでいく必要がある。
- ・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについては、改正労働施策総合推進法等の趣旨を踏まえ、防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実などに取り組むことが必要である。

(5) 定年の引上げ

- ・ 令和2年3月に国会に提出された、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法改正案が審議未了で廃案となった一方、地方公務員の定年引上げについて規定する地方公務員法の改正案は継続審議となっている。
- ・ 高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県においても国や他の都道府県の動向を注視しながら、職員の定年の引上げについて検討を進め、適切に対応していく必要がある。

13 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度においては、前年度から繰り越した事案及び新たな措置要求事案はありませんでした。

R2. 3. 31 現在 未処理件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 措置要求件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 処理件数	左の内訳		R3. 3. 31 現在 未処理件数
			R2. 3. 31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 措置要求に 係る処理件数	
0	0	0	0	0	0

14 不利益処分に関する審査請求の状況

令和2年度において、不利益処分に関する審査請求の状況は、次の表のとおりです。

区分	R2. 3. 31 現在 未処理件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 審査請求 件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 処理件数	左の内訳		R3. 3. 31 現在 未処理件数
				R2. 3. 31 現在 未処理件数 に係る 処理件数	R2. 4. 1～ R3. 3. 31 の 審査請求に 係る処理件数	
分 限 処 分	降給	-	-	-	-	-
	降任	-	-	-	-	-
	休職	-	-	-	-	-
	免職	-	-	-	-	-
懲 戒 処 分	戒告	-	-	-	-	-
	減給	0	1	0	0	1
	停職	-	-	-	-	-
	免職	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
計	0	1	0	0	0	1